

○香美市介護認定審査会規則

平成18年3月1日

規則第95号

(趣旨)

第1条 この規則は、香美市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(合議体の組織)

第2条 要介護認定等の審査及び判定業務を行うため、認定審査会に3合議体を置く。

2 合議体を構成する委員の定数は、5人とする。ただし、非常時出席委員として各合議体に認定審査会の委員の定数の範囲内において別に委員を加えることができる。

3 合議体に所属する保健、医療及び福祉の各分野の学識経験を有する委員の構成は、別表のとおりとする。

(合議体の長)

第3条 合議体の長は、合議体の会議を総理し、合議体を代表する。

2 合議体の長に事故があるときは、合議体の長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体の会議)

第4条 合議体の会議は、合議体の長が招集する。

2 合議体の招集は、日時、場所及び付議すべき事項を記載した書面をもって各委員に通知して行うものとする。

3 合議体は、3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 前項の規定において、福祉分野の委員を欠くこととなるときは、保健分野の学識経験を有する委員を福祉分野の委員とみなすことができる。

(庶務)

第5条 認定審査会の庶務は、高齢介護課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、認定審査会の会長が認定審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第13号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月10日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年１０月２９日規則第３０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年３月１１日規則第５号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和５年２月９日規則第１号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

	第１合議体	第２合議体	第３合議体
保健分野	２人	２人	２人
医療分野	２人	２人	２人
福祉分野	１人	１人	１人